

契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報) 兼 コンセプトパンフレット

この商品がお客さまのご意向に沿っているかをご確認ください

指定通貨

円

米ドル

保険期間

有期

終身

払込方法

平準払

一時払

健康状態の告知

必要

不要

為替リスク なし

金利変動リスク(市場価格調整) あり

- この保険は、解約時の市場金利の変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、損失が生じるおそれがあります。
 - 「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
 - また、お申込み時にリスクを説明する動画をご視聴いただきますので、ご了承ください。
- ※この保険は、満期保険金額と死亡保険金額が異なる特別養老保険です。



明治安田

2025年4月新規作成

契約年齢範囲
被保険者： 0歳～満88歳
ご契約者： 満18歳～満88歳
(保険期間により異なります)

為替の影響を受けない円貨建てで
長期的な運用により
満期時の受取額を大きくする商品です

円貨建 明治安田の 一時払養老保険



5年ごと利差配当付一時払特別養老保険(指定通貨建)

健康告知なし

「明治安田の資産形成シリーズ」で 安心な資産形成を 今からはじめてみませんか

「明治安田の資産形成シリーズ」は、
明治安田がお届けする貯蓄性の生命保険商品。
生命保険は、長期間にわたって
安心をお届けするもの。
明治安田は、お客さまからお預かりした
大切な保険料を長期間にわたって
運用します。



※「明治安田の資産形成シリーズ」のラインアップは、「保険種類のご案内」にてご確認ください。

明治安田の資産形成シリーズの3つの特徴

特徴

1

「長期的・安定的」な資産形成

詳細は P.3

特徴

2

「長期運用のプロ集団」として
「魅力的な受取率」を実現

詳細は P.5

特徴

3

「専属の担当者」による
アフターフォロー

詳細は P.6



「明治安田の資産形成シリーズ」の
イメージキャラクター

福ちゃん先生

好きなもの：福豆

好きなこと：長期資産形成、長距離マラソン、読書

「長期的・安定的」な資産形成

将来の資産形成のために活用できる金融商品があります。

そのなかでも、生命保険は、資産形成ポートフォリオの「長期・安定」部分を担うことができます。

金融商品それぞれの「安全性と収益性(リスクとリターン)」等の特徴を考慮し、バランス良く組み合わせることが大切です。

リスクとリターンの関係 (一般的なイメージ図)

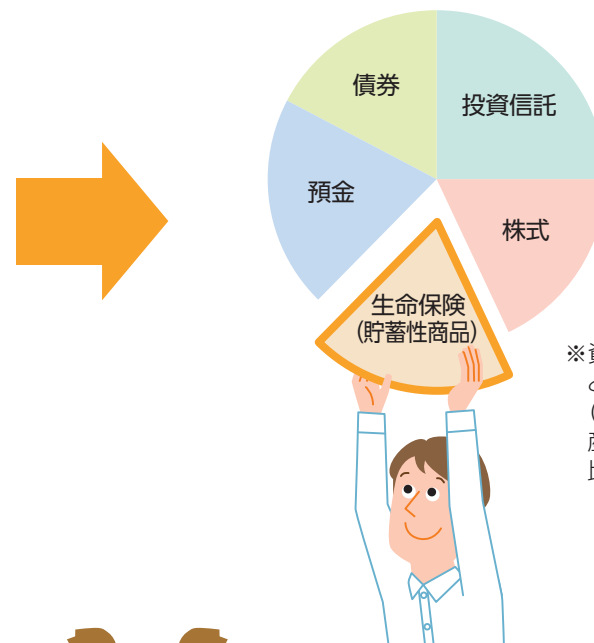
監修:株式会社エフピー教育出版



預金	債券	投資信託	株式
銀行などの金融機関にお金を預けること。 または預けるお金のこと	国や企業などがお金を借りるために発行する有価証券	投資家から集めたお金を1つの大きな資金にして、運用のプロが複数の株式や債券などに投資するしくみ	株式会社が事業資金を集めるために発行する有価証券
生命保険(貯蓄性商品) 負担した保険料を財源として保険金等を受け取ることができる商品 長期運用を前提とした安定的な資産形成が可能			

※生命保険(貯蓄性商品)も、商品特性によって安全性・収益性は異なります。

資産形成ポートフォリオ (イメージ)



※資産形成ポートフォリオとは、ご自身の保有する(保有を予定している)資産の組み合わせやその比率のことをいいます。



資産形成ポートフォリオに「明治安田の資産形成シリーズ」を組み込むことで、リスクを抑え、安定した収益が期待できます



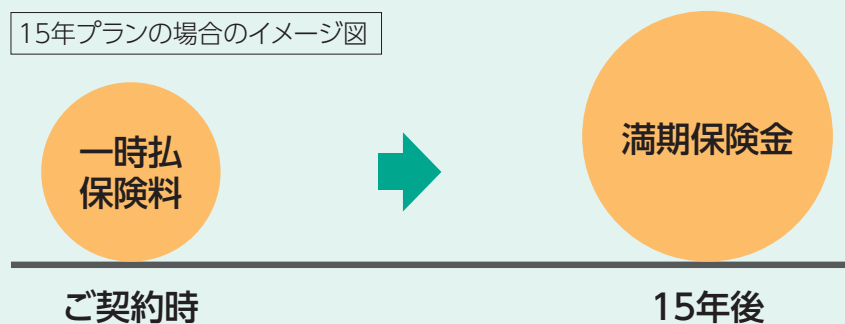
資産形成をはじめたいけど、
途中でお金が必要になるかもしれないな…

生命保険は、長期運用を大前提としていますが
いざというときには、(一部)解約することで
返戻金をお受け取りいただけます



生命保険(貯蓄性商品)は、「**10年以上の長期運用**」を前提としています。
養老保険は、保険期間満了時に満期保険金を受け取れるタイプの保険で、
満期保険金額は、**ご契約時に確定**します。

15年プランの場合のイメージ図



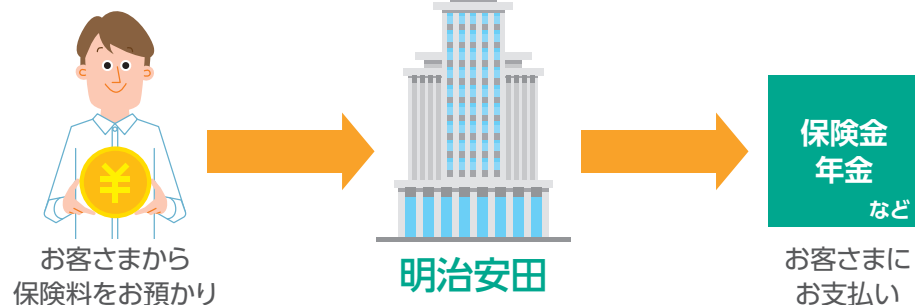
※解約した場合の返戻金額は、一時払保険料を下回る場合があります。
※解約返戻金額の推移は、ご提案書をご確認ください。



「長期運用のプロ集団」として 「魅力的な受取率」を実現

生命保険は長期のご契約を前提としているため、保険会社は長期的な視点で運用を行なうことができます。
明治安田は、お客さまからお預かりした保険料を、「長期運用のプロ集団」として大きな規模で運用し、
時間をかけて安定的に増やします。

イメージ



魅力的な受取率

長期のご契約を前提に高い^① **予定利率**を設定することができるため、
満期までご継続いただいた場合の受取率が高くなることが期待できます。

さらに

さまざまな経営努力から生まれる「剰余金」を
「**契約者配当**」としてお客さまに還元しています^(注1)。

(注1) 決算実績によっては、お支払いできない場合もあります。

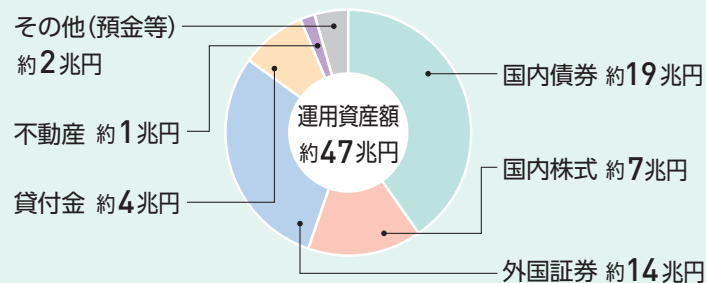
^① マークの用語については、P.37の「用語ガイド」をご覧ください。



明治安田の長期運用の強み

機関投資家として、大きな規模で運用しています。
長期的な視点で市場のトレンドやリスクを把握し、
多様な資産にバランス良く投資することで、
長期的・安定的に収益を獲得することができます。

運用資産額 **約47兆円** (2023年度末時点)



長期運用のプロ集団もポートフォリオを組んで、
リスクとリターンをバランスをとっているんですね



「専属の担当者」によるアフターフォロー

長期にわたる資産形成にお客さま専属の担当者であるMYリンクコーディネーターが寄り添い、ご要望にあわせてアフターフォローをご提供します。

明治安田の
Shoulder to Shoulder
——お客さまに寄り添う——

「Shoulder to Shoulder」に込めた私たちの想い

お客さまとの絆を紡ぎ、お客さまの豊かな人生や生活の質の向上を実現するためにいつもお客さまを想い、同じ方向をむいて、そっと寄り添い続けます

情報提供

- 資産形成に関する情報を知りたい
- ご契約内容について知りたい など

各種サポート

- お客さま専用サイト「MYほけんページ」での各種のお手続きをサポートします

MYほけんページ上で、ご契約内容や解約返戻金等の金額をご確認いただけます。
お手続き方法等でご不明な点がございましたら、
MYリンクコーディネーターまでお気軽にお問い合わせください。

お客さま専用サイト
MYほけんページ

詳細は P.18

- 「契約者手続サポート制度」でもしものときも安心です

「保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）」を付加することにより、ご契約者がご契約に関するお手続きの意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された方による所定のお手続きが可能となります。

詳細は P.22

MYリンクコーディネーターとともに、
事務サービス・コンシェルジュがきめ細やかなアフターフォローをご提供します

担当のMYリンクコーディネーターまでLINE・電話等でお気軽にお問い合わせください

コミュニケーションセンターも設置しておりますのであわせてご利用ください。

詳細は P.18



円貨建 明治安田の一時払養老保険  は、

魅力的な満期時の受取額で、
将来の資産形成ニーズに応えます

豊かな
将来のために
ふやす

受け取る
タイミングを
えらべる

〈イメージ図〉

基本
保険金額



※外貨建てでの資産形成ニーズにお応えする「外貨建・明治安田の一時払養老保険」もご案内しております。ご案内を希望の場合は、当社担当者などにお問い合わせください。市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。

ふやす

満期保険金額はご契約時に確定します！

詳しくは P.9-10

ご契約例

60歳男性 7年プラン:  予定利率 1.10%/10年プラン: 予定利率1.50%/15年プラン: 予定利率1.80%

で契約した場合の受取率

※ **基本保険金額** に対する満期保険金額の割合を小数第2位を切り捨てて表示しています。

※市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。

えらべる

保険期間が長いほど、満期保険金額は大きく！

計画的な資産形成 が可能です！

詳しくは P.13

長期間運用

7年
プランの
場合

105.4%

10年
プランの
場合

112.2%

15年
プランの
場合

126.9%



上記の数値等は、ご契約例におけるものであり、**実際のご契約内容に応じて予定利率や満期保険金の受取率等は異なります(上記より小さくなることもあります)**。個別のプランについてはご提案書でご確認ください。

この保険の
リスク・諸費用について
ご確認ください。

途中で解約(注1)する場合は、解約返戻金をお受取りの際に

金利変動リスク があります

詳しくは P.14

お客さまにご負担いただく

諸費用 があります

詳しくは P.29-30

(注1) 減額等の際の返戻金を含みます。

豊かな
将来のために
ふやす

ポイント
1

**満期までのご継続で、充実した将来の資産を
ご準備**いただくことができます

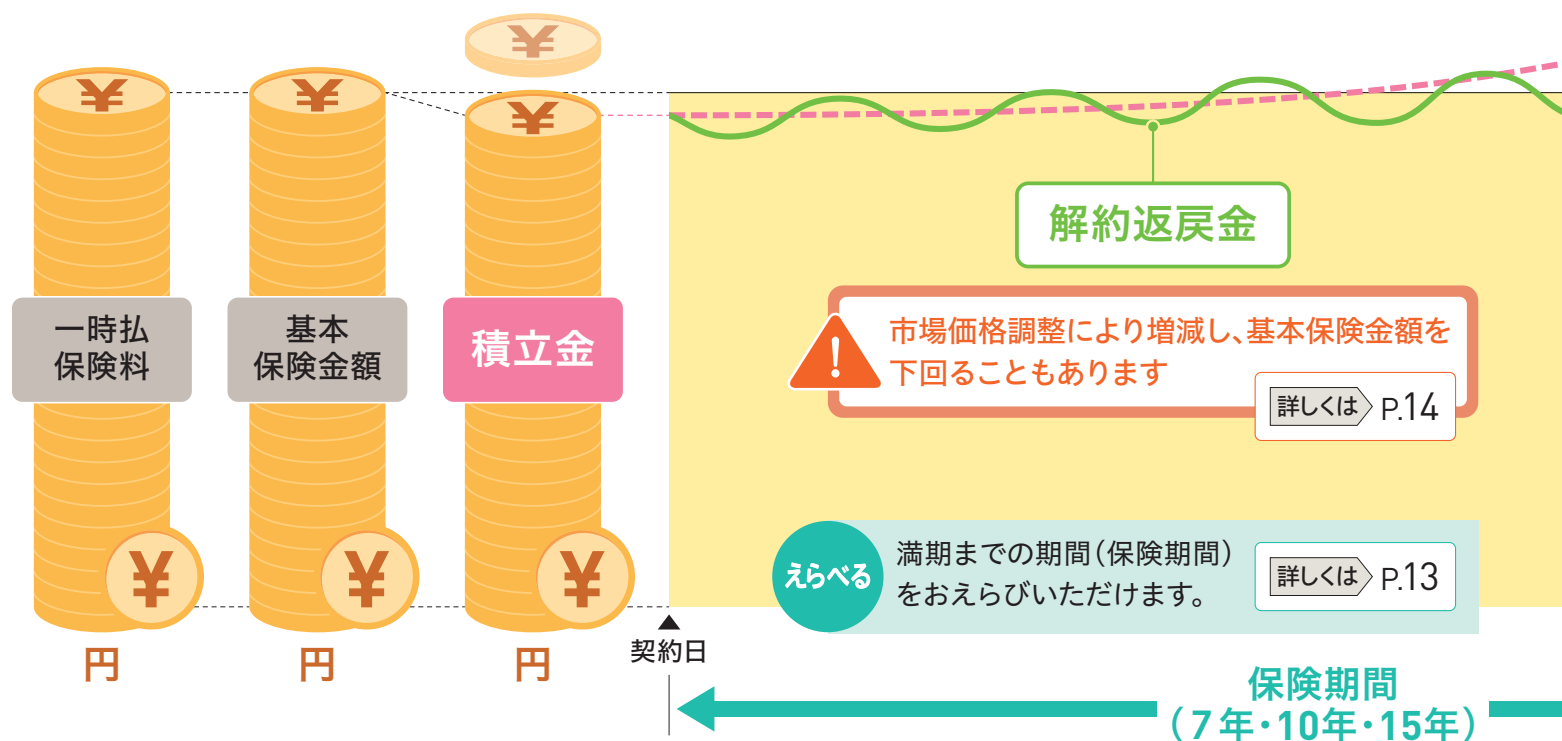
- 死亡保険金・解約返戻金を抑えることや、解約返戻金に市場価格調整を適用することにより、満期までご継続いただいた場合に、満期保険金額が大きくなるしくみです。

詳しくは P.11

〈イメージ図〉

契約初期費用を控除します

詳しくは P.29



この保険は、解約時の市場金利の変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、損失が生じるおそれがあります。

詳しくは P.29-30

ポイント

2

満期保険金額は ご契約時に確定します

- 満期保険金は、基本保険金額とご契約時の予定利率等によって決まるため、ご契約時に確定します。
- 満期保険金には市場価格調整は適用されません。

ご契約時に確定 します

15年
プランの
場合
受取例
126.9%

60歳男性 15年プラン：予定利率1.80%
で契約した場合の基本保険金額に対する
満期保険金額の割合を小数第2位を切り
捨てて表示しています。ご契約の例におけ
るものであり、実際のご契約内容に应运
じて予定利率や満期保険金の受取率等は
異なります（左記より小さくなることもあ
ります）。

満期保険金

えらべる

満期日に受け取る
だけでなく、すえ置く
こともできます

詳しくは P.13

満期日

満期保険金

保険期間満了時に、生存している場合
にお受け取りいただけます。

契約日における基本保険金額および
年齢・性別・予定利率により定められます。

解約返戻金

金利変動
リスクあり

ご契約を解約した場合に、お受け取り
いただけます。

市場価格調整を行なうため、市場金利の
情勢に応じて増減します。

計算日における積立金の額または基本
保険金額のいずれか小さい金額に市場価格
調整を適用した金額です。



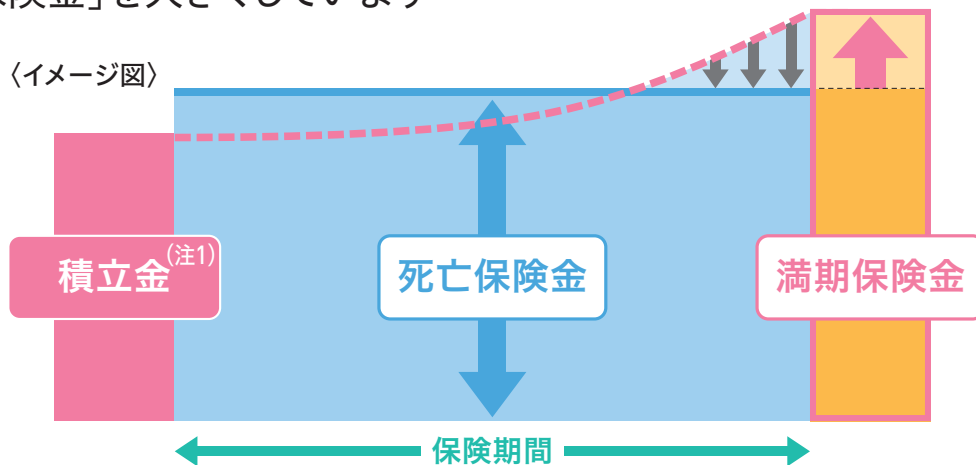
トンチン性を活かして 満期時のお受取額を大きくする工夫をしています (満期保険金)

保険期間中にお受け取りいただく
死亡保険金を抑制し、あらかじめ
「満期保険金」を大きくしています

保険期間中の
受取額を
抑制して

保険期間満了後の
受取額を
大きくする

〈イメージ図〉



(注1) 保険料のなかから、将来の保険金など(死亡保険金・解約返戻金・満期保険金)をお支払い
するために、必要な金額を積み立てたお金のことで、期間の経過とともに増加します。

お受取例 ・60歳男性
・一時払保険料:1,000万円

保険期間	📅 予定利率	満期保険金	(注2) 死亡保険金
15年	1.80%	1,269万円	1,000万円
10年	1.50%	1,122万円	
7年	1.10%	1,054万円	

(注2) 📅 基本保険金額 よりも、「被保険者が死亡した日における解約
返戻金額」の方が大きい場合は、「被保険者が死亡した日におけ
る解約返戻金額」をお支払いします。

トンチンとは、イタリア人のロレンツォ・トンティが考案した保険制度に由来したもので、「死亡した方の保障を抑え、その分を生存
している方の受取額に反映するしくみ」のことをいいます。
本商品においても、トンチン性により満期日まで生存している方がより多くの満期保険金を受け取ることができます。

※この保険は、満期保険金額と死亡保険金額が異なる特別養老保険です。 ※上記は、トンチン性を簡易的に説明したものです。

※上記の数値等をご契約の例におけるものであり、実際のご契約内容に応じて予定利率や満期保険金額等は異なります(上記より小さくなることもあります)。個別のプランについてはご提案書でご確認ください。



税務の取扱いについては、2025年2月現在の税制に基づくものであり、今後変更となる場合があります。個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

コラム

「ふやす」に役立つ生命保険ならではの特徴について

「円貨建・明治安田の一時払養老保険」は生命保険ならではの特徴で、お客さまの資産形成のお役に立ちます

●保険料お払込時

お払い込みいただいた **一時払保険料** は、その年の **一般生命保険料控除** の対象となります

- ・一時払いのため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は対象となりません。
- ・その年にお払い込みいただいた他の一般生命保険料控除の対象となる生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

●お受取時

契約者(保険料負担者)と満期保険金受取人が同一の場合、 **満期保険金** は「**一時所得**」の対象となります

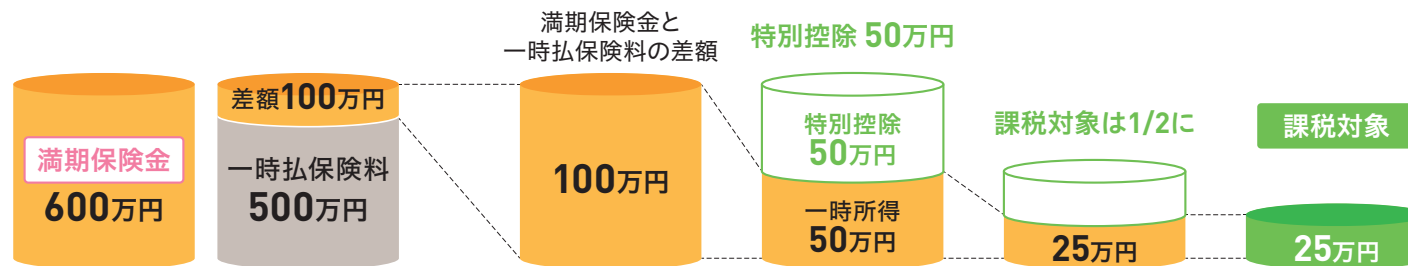
一時所得には、年間最大50万円の「**特別控除**」があり、かつ課税対象となるのはその **所得金額の「1/2」** です

■一時所得の課税対象額の計算式

$$\left(\overset{\text{(注1)(注2)}}{\text{満期保険金}} - \overset{\text{(注2)}}{\text{一時払保険料}} - \text{特別控除 50万円} \right) \times \frac{1}{2} = \text{課税対象額}$$

(注1) 積立配当金を含みます
(注2) その年の他の一時所得となる金額と合わせて計算します

事例 一時払保険料500万円に対して、満期保険金600万円を受け取った場合(その年に他の一時所得となる所得がない場合)



他の所得と合算し、適用税率によって所得税額が変動します。税率についてはP.36へ

※円貨建・明治安田の一時払養老保険を5年以内に解約した場合は、20.315%の源泉分離課税が適用されます。

この保険の税務の取扱いについて、詳しくはP.33-34をご確認ください

受け取る
タイミングを
えらべる

ポイント

1

保険期間は

「7年」・「10年」・「15年」からえられます

※市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。

- 保険期間を「7年」・「10年」・「15年」からおえらびいただけるため、ニーズに応じた計画的な資産形成が可能です。
- 保険期間が長いほど、満期保険金額は大きくなります。

※年齢により、おえらびいただけるプランが異なります。

	保険期間	被保険者	ご契約者
7年プラン	7年	0歳～満88歳	満18歳～満88歳
10年プラン	10年	0歳～満85歳	満18歳～満85歳
15年プラン	15年	0歳～満80歳	満18歳～満80歳

ポイント

2

満期後は保険金をすえ置くことができ、

お受け取りいただくタイミングがえられます

- 「7年プラン」は最長7年、「10年プラン」・「15年プラン」は最長10年すえ置が可能です。
- 満期保険金は当社所定の利率(注1)ですえ置かれます。
- すえ置かれた満期保険金には、市場価格調整は適用されません。
- すえ置かれた満期保険金は、お客さまのお好きなタイミングで、お受け取りいただけます。

(注1) 満期時に適用されるすえ置利率は、満期時点の金利水準等の状況変化により変動することがあります。実際に適用されるすえ置利率については、当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。



この保険のリスクについてご確認ください



この保険は、解約時の市場金利の変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、損失が生じるおそれがあります。

詳しくは P.29-30

この保険には「金利変動リスク」があります

金利変動 リスク

市場価格調整

対象

解約返戻金

リスクを
負う方

ご契約者

動画でチェック！



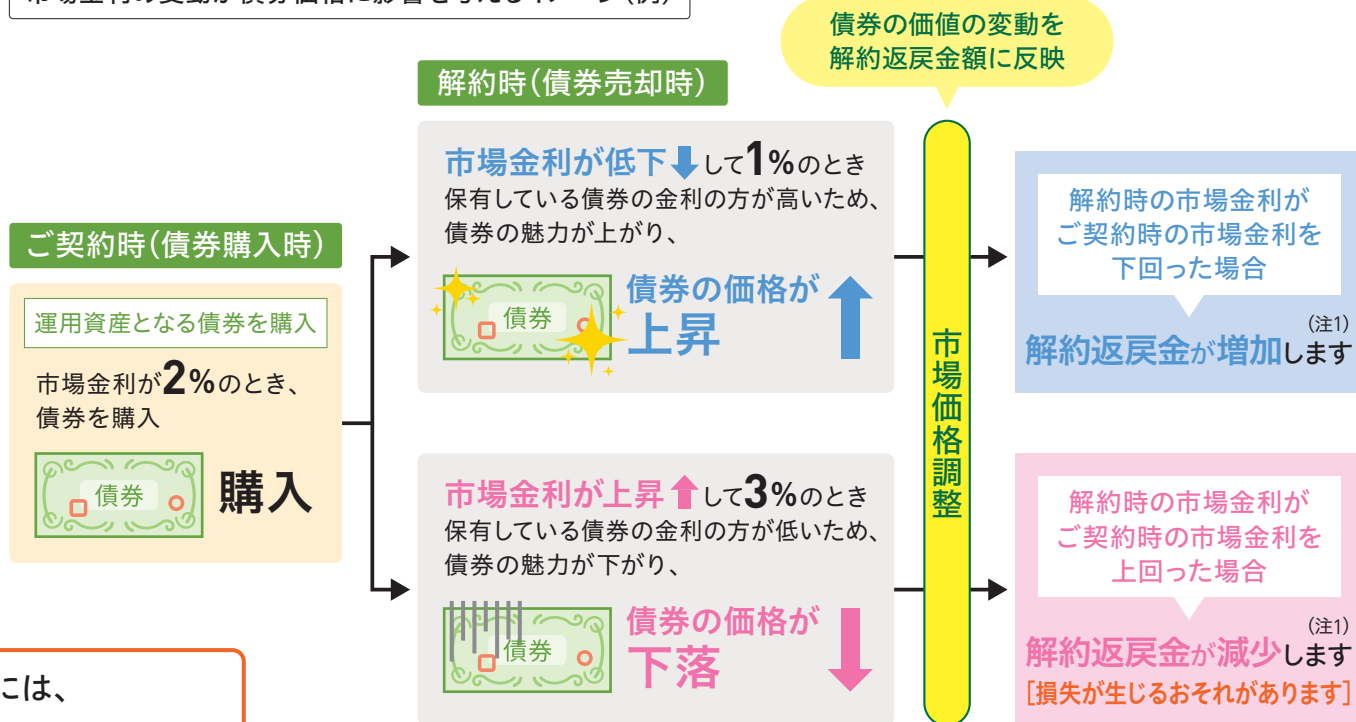
金利変動リスク
について
ご確認ください

ご確認ください

満期保険金 には、
金利変動リスクはありません

この保険は、 積立金 を固定金利の債券等で運用していますが、市場金利の情勢に応じて債券の売却価格は変動します。この債券の価値の変動を解約返戻金額に反映させる **市場価格調整** を、この保険では適用します。具体的には、解約の際の市場金利がご契約時と比較して低下した場合には、解約返戻金額は増加することがあります。一方、市場金利が上昇した場合には解約返戻金額が減少することがあります。そのため、解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

市場金利の変動が債券価格に影響を与えるイメージ(例)



万一のとき
ご家族のために

のこす

生命保険ならではの役割として
保険期間中は、「万一のときの保障」で、
ご家族に資産をのこすことができます

死亡保険金

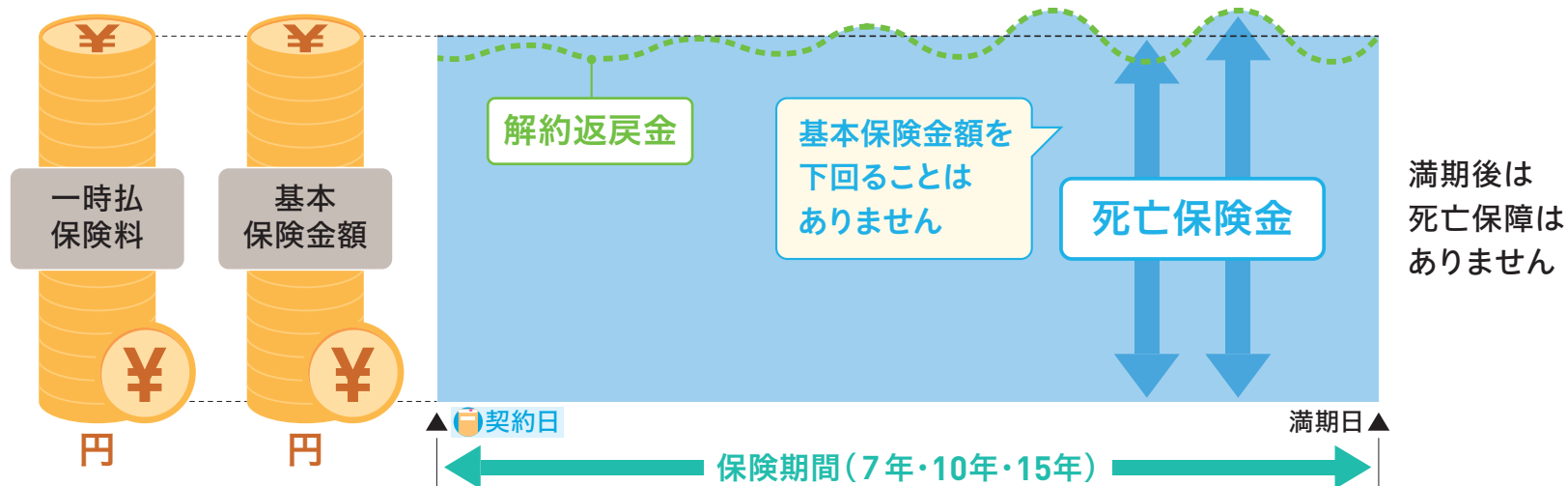
保険期間中に死亡した場合に、
死亡保険金受取人にお支払いします

次のいずれか大きい金額です

- ・ 基本保険金額
- ・被保険者が死亡した日における解約返戻金額

解約返戻金額が
基本保険金額を上回るときは、
解約返戻金額をお支払いします

〈イメージ図〉



死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、満期保険金・解約返戻金をお受け取りいただくことはできません。



生命保険の死亡保険金には、相続税の非課税限度額があり、より多くの資産をご家族に残すことができます

税務の取扱いについては、2025年2月現在の税制に基づくものであり、今後変更となる場合があります。個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

死亡保険金を受け取る場合、以下で計算した金額まで相続税が非課税になります。

相続税法
第12条

500万円 × 法定相続人の数 = 相続税の非課税限度額

※ただし、契約者と被保険者が同一で死亡保険金の受取人が相続人の場合

例 法定相続人が3人（配偶者と子2人）の場合

500万円 × 3人 = 1,500万円

相続税の非課税限度額

例えば、左記相続人3人が死亡保険金2,000万円を受け取った場合

死亡保険金

相続税の非課税限度額

課税対象

2,000万円

－

1,500万円

=

500万円

ほかにも相続に役立つ特徴があります

万一のときに、
大切なご家族に
資産をのこす
ことができます

ご契約いただく際に「死亡保険金受取人」をご指定いただくため、将来誰が受け取るかを、ご自身の意思で決めておくことが可能です^(注1)。また、ご指定いただいた受取人が、相続放棄をしても受け取ることができます^(注2)。

(注1) 死亡保険金受取人には、ご指定いただける続柄の範囲があります。

(注2) 相続を放棄した場合は相続人としての扱いは受けられないため、生命保険金の非課税限度額の適用を受けることはできません。

相続発生後
速やかに
現金化できます

死亡保険金は、原則として遺産分割協議の対象とされない^(注3)ことから、死亡保険金受取人によるお手続きで、速やかにお受け取りいただけます。お受け取りいただいた死亡保険金は、当面の生活費や納税資金に活用することが可能です。

(注3) 相続人の間に著しい不公平が生じる場合には、本来の相続財産に生命保険金を加えたうえで、遺産分割協議を要する可能性があります。

※死亡保険金は相続税法ではみなし相続財産となり、相続税の課税対象となります。

ご加入前だけでなく、
ご加入後も、MYリンクコーディネーターが、
お客さまに寄り添った「Shoulder to Shoulder」のアフターフォローを

ご加入前

情報提供やお手続き等を行ないます

資産形成に関する情報提供

お客さまにあったコンサルティング

商品内容のご説明

お申込手続き

ご加入後

毎年のご契約内容の確認・各種お手続きのご案内などを行ないます



定期点検

「気付かなかった」ということがないように、
毎年、ご契約内容を点検します

ご契約内容のご説明・ご確認

保険金等のご請求有無のご確認



お手続き
サポート

各種のお手続きを完了までサポートします

満期保険金・死亡保険金のご請求

ご住所・お受取人さまの変更 など

※これらのサービス・取扱条件は、2025年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

明治安田の Shoulder to Shoulder

ショルダー トゥ ショルダー
—— お客さまに寄り添う ——

「Shoulder to Shoulder」に込めた私たちの想い

お客さまとの絆を紡ぎ、お客さまの豊かな人生や生活の質の向上を実現するためにいつもお客さまを想い、同じ方向をむいて、そっと寄り添い続けます

ご提供します

各種お手続きでご不明点がございましたら、お気軽にMYリンクコーディネーターまでお問い合わせください。

困ったときも

安心の**制度・体制**で、お客さまのお手続きをサポートします

契約者手続 サポート制度

ご契約者をご契約に関するお手続きの意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された方による所定のお手続きが可能となります。

※保険契約者代理特約の付加が必要です

事務サービス・ コンシェルジュ

事務サービスに関する専門知識を有する「事務サービス・コンシェルジュ」が、MYリンクコーディネーターとともにきめ細かなアフターフォローをご提供します。

ご要望にあわせて

WEBサイトや**お電話**でも
お申し出を受け付けています

WEB サイト



当社のお客さま専用サイトにご登録いただくと、ご契約内容の照会や一部のお手続き、書類のご請求ができます。

ご契約内容の
照会

住所等の
登録・変更

各種書類の
ご請求

電話

お問い合わせ窓口

 **0120-662-332**

月曜～金曜 …… 9:00～18:00 (いずれも祝日・)
土曜 …… 9:00～17:00 (年末年始を除く)

コミュニケーションセンターにて、ご契約内容の照会や一部のお手続き、書類のご請求ができます。

生命保険の特徴についてご確認ください

生命保険は万一のときの保障をご準備いただくためのものですが、

終身保険や養老保険など保険種類によっては資産形成の機能を備えている貯蓄型保険もあります。

貯蓄型保険は、市場リスクの有無に応じて以下のとおり分類されます。十分にご理解いただいたうえで、ご加入を検討ください。

貯蓄型保険

終身保険や養老保険などの
資産形成の機能がある保険

市場リスクがない保険

- ご契約時に、一定期間の保険金・解約返戻金等のお受取額が確定している保険。
- 一定期間をかけてお受取額を着実に増やすことができます。

市場リスクがある保険

- ご契約時に、市場リスクにより保険金・解約返戻金等のお受取額が確定していない保険。
- お受取額が増えることもあれば、減ることもあります。

「市場リスク」とは、為替、金利、株価等の変動により、保険金・解約返戻金等が増減することをいいます。
変額保険や外貨建保険といった保険種類に応じて以下のリスクがあります。

為替リスク

ご契約後の為替の変動により、積立金額、解約返戻金額等は既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

金利変動リスク

詳しくは **P.14**

価格変動リスク

株式・債券等の運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落により、積立金額、解約返戻金額は既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。



この保険は、「金利変動リスク がある保険」です。商品のしくみとリスクをご理解のうえ、お申し込みください。

お申込みの際はご家族同席をお願いします

70歳以上のお客さまにはお申込み時に**ご家族同席**のもと、より丁寧に商品の内容をご説明させていただきます。

ご契約内容とリスクについて、ご家族と一緒にご確認くださいことで、より安心・納得のうえでお申し込みいただけます。

- 契約時のご年齢が70歳以上の場合、お申込み時からご家族にも契約内容を知っておいていただくため、ご家族同席での申込手続きをお願いしております。
- また、申込手続きにご家族が同席できない場合は、当社からご家族に直接、契約内容を説明しております。ご家族への説明ができない場合は、当社担当者までお問い合わせください。
- 下記の「ご家族同席での申込手続きの流れ」に沿って、ご対応をお願いいたします。

ご家族同席での申込手続きの流れ

① 申込手続き日の日程調整

同席のご家族と申込手続き日の日程調整をお願いします。
同席のご家族は70歳未満のご家族をおすすめします。

※成人されているご家族にご同席をお願いします。

※申込手続きにご家族が同席できない場合、当社からご家族に直接、ご契約内容をご説明いたします。

② 同席方法の選択

同席のご家族のご都合にあわせて、対面
とオンライン面談からお選びください。

③ 担当者への連絡

同席のご家族について、以下を担当者にお知らせください。

お名前 ご契約者との続柄 連絡先

ご希望の申込手続き日 同席方法(対面・オンライン面談)

※ご家族の情報を当社に提供することについて、
ご本人にご了解をいただいたうえで、お知らせください。

お問い合わせ窓口

申込手続きについてご不明な点が
ございましたら、担当者または右記
お問い合わせ窓口にお電話ください。

ご高齢のお客さま専用のお問い合わせ窓口



0120-809-127

月曜～金曜……9:00～18:00 土曜……9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

専任の担当者が
お問い合わせに対して
ゆっくり丁寧に対応いたします。

契約概要

マークの用語については、P.37の「用語ガイド」をご覧ください。

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」、主な保険用語の説明等については、本書面 P.37に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等

名 称 明治安田生命保険相互会社
住 所 本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
連絡先 TEL 03-3283-8111(代表)
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2 商品の特徴としくみ

●保険商品の名称（正式名称）

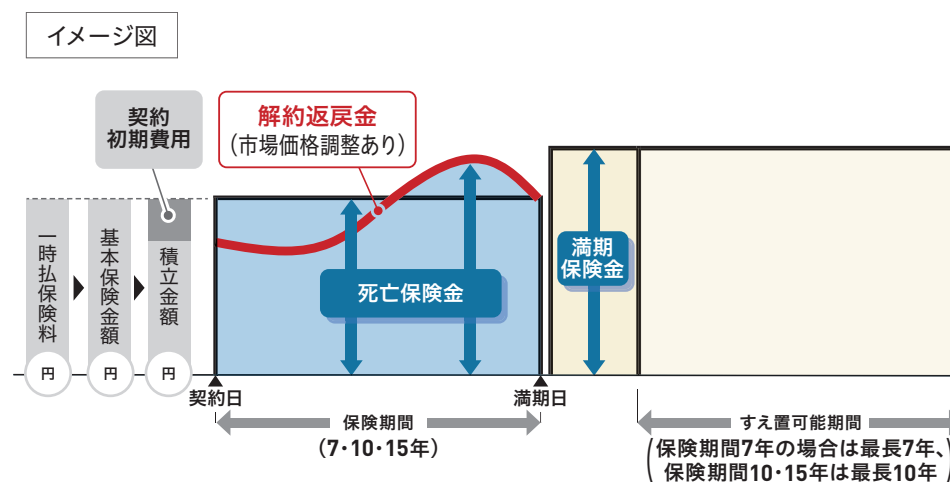
5年ごと利差配当付一時払特別養老保険（指定通貨建）

●商品の特徴としくみ

- この保険は、円貨建ての養老保険であり、保険期間は7年、10年、15年のいずれかからご契約時にお選びいただけます。(注1)
- 一時払保険料は円でお払い込みいただきます。
- 満期時に、満期保険金をお支払いします。なお、この保険は死亡保険金額や解約された場合の返戻金額を抑えることで、満期保険金額を大きくしています。
- 満期保険金はすえ置くことができます。すえ置期間は、保険期間7年の場合は最長7年、保険期間10年または15年の場合は最長10年です。(注1)

- 市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約または減額などの際の返戻金額に反映させる市場価格調整を行ないます。このため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額は増減します。

(注1) 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。



この保険の「金利変動リスク」、「お客さまにご負担いただく諸費用」についてはP.29-30をご確認ください。

3 保障内容

● 保険金のお支払事由

保険金	お支払いする場合(支払事由)	お支払額	受取人
満期保険金	被保険者が 保険期間満了時に 生存しているとき	満期保険金額	満期保険金 受取人
死亡保険金	被保険者が 責任開始時以後、 保険期間中に 死亡したとき	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額 ・被保険者が死亡した日 における返戻金額	死亡保険金 受取人

- 死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、満期保険金はお支払いしません。
- 両眼失明などの高度障害状態になられた場合にお支払いする高度障害保険金はありません。

● 保険金をお支払いできない場合

- P.31の「4.保険金をお支払いできない場合」をご覧ください。

● 特約

保険契約者代理特約(契約者サポート制度)

- ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人^(注1)が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行なうことができます。

所定のお手続き

- 住所変更、保険金額の減額、解約などの、ご契約者が行なうご契約に関するお手続きが対象となります。ただし、次のお手続きは対象外です。

- ご契約者の変更手続き^(注2)
- 保険契約者代理人の変更手続き
- 保険金等の受取人の変更手続き
- ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き

(注1)保険契約者代理人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

(注2)被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きです。

- ご契約者は、保険契約者代理人に対し、「ご契約の内容」および「ご契約者に代わってお手続きができること」を必ずお知らせください。
- ご契約者が法人のご契約の場合は、保険契約者代理特約を付加することはできません。また、ご契約者を法人に変更された場合には、保険契約者代理特約は消滅します。

● 予定利率

- 保険金などを算出する際に基準となる利率であり、 **積立金** に適用されます。積立金額は、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額のため、一時払保険料や積立金が  **予定利率** でそのまま複利運用されるものではありません。また、 **実質的な利回り** とは異なります。
- この保険の予定利率は、日本国債の金利等をふまえ、毎月2回(1日と16日)、当社が設定します。 **契約日** に適用された予定利率は、保険期間中に変動することはありません。

● すえ置

- 満期保険金は全額を円で、当社所定の利率^(注3)によりすえ置くことができます。
- すえ置期間は保険期間により、以下のとおりです。

保険期間	すえ置期間
7年	満期日から最長7年
10年・15年	満期日から最長10年

- すえ置かれた満期保険金の受取人は、すえ置期間中いつでもすえ置かれた満期保険金の全部または当社の定める範囲で一部のお支払いを請求することができます。この場合、ともにすえ置かれた配当金やすえ置期間中の利息もあわせて受け取ることができます。
- すえ置期間中にすえ置かれた満期保険金の受取人が死亡した場合は、受取人の相続人にすえ置いた満期保険金と利息の全額を一時にお支払いし、すえ置のお取扱いは終了します。
- 死亡保険金のすえ置のお取扱いはありません。

(注3) この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

4 お申込みに際して

●金利変動リスク

- この保険には「金利変動リスク」があり、**解約時の市場金利の変動により損失が生じるおそれがあります。**「金利変動リスク」についてはP.29をご覧ください。

●主なお取扱い

指定通貨		円
保険料の払込方法		一時払い
一時払 保険料 (注1)	最低保険料	100万円
	最高保険料	被保険者の年齢によって以下のとおり 0歳～満15歳:満期保険金1,000万円に対応する保険料 満16歳～満17歳:満期保険金5,000万円に対応する保険料 満18歳～満88歳:満期保険金5億円に対応する保険料
	取扱単位	10万円
保険期間		7年・10年・15年

契約年齢 範囲	保険期間7年	ご契約者:満18歳～満88歳 被保険者:0歳～満88歳
	保険期間10年	ご契約者:満18歳～満85歳 被保険者:0歳～満85歳
	保険期間15年	ご契約者:満18歳～満80歳 被保険者:0歳～満80歳
告知		不要
 基本保険金額 の増額・減額	増額	お取扱いしておりません
	減額	減額後の最低基本保険金額:100万円 (10万円単位)
契約者貸付		お取扱いしておりません
すえ置	満期保険金	保険期間7年:満期日から最長7年 保険期間10年・15年:満期日から最長10年 ※詳細はP.23をご覧ください。
	死亡保険金	お取扱いしておりません
法人契約		お取扱いしております ※従業員を被保険者とするご契約はお取扱いしておりません。

(注1) 同一被保険者がすでに当社の商品にご加入済みの場合は、ご加入いただけないことがあります。

- 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。
- ご契約の具体的な内容については、契約成立後に当社よりお送りする「ご契約締結内容通知書」でご確認ください。

● 年齢の計算

- 契約日における被保険者・ご契約者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、保険契約締結後の被保険者・ご契約者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

5 配当金

- 配当金は資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約者に公平に分配され、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします(自動積立)。ただし、資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできない場合もあります。
- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- 配当金は当社所定の利率^(注1)で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、保険金・解約返戻金をお支払いするときなどにあわせてお支払いします。
- 満期保険金のすえ置支払いをご選択された場合、配当金もあわせてすえ置されます。

(注1) この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

6 解約返戻金と市場価格調整

- 保険期間中はいつでもご契約を解約して返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 返戻金額の計算にあたっては、市場価格調整を行ないます。

●市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる手法をいいます。このため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。
- 具体的には、解約または減額などの際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、返戻金額は減少することがあり、逆に、低下した場合には返戻金額が増加することがあります。従って市場金利の変動によっては、返戻金額が **基本保険金額** を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**
- 満期日の直前の1ヵ月間は市場価格調整率がゼロとなるため、返戻金額は **積立金額** と基本保険金額のいずれか小さい金額と同額になります。

返戻金の例

契約例

被保険者の契約年齢:60歳 性別:男性
適用されている **予定利率**:1.80%
計算日に定める利率(下表のとおり)
保険期間:15年
基本保険金額:1,000万円

経過 年数 (年)	返戻金額					
	計算日に 定める利率2.80% (1.0%上昇)		計算日に 定める利率1.80% (±0%)		計算日に 定める利率0.80% (1.0%低下)	
		返戻率(%)		返戻率(%)		返戻率(%)
1	851	85.1	976	97.6	1,120	112.0
3	884	88.4	994	99.4	1,119	111.9
5	902	90.2	995	99.5	1,098	109.8
7	921	92.1	996	99.6	1,077	107.7
10	949	94.9	997	99.7	1,047	104.7
13	979	97.9	999	99.9	1,018	101.8
15	1,000	100.0	1,000	100.0	1,000	100.0

※返戻金額は、計算日に定める利率と、適用されている予定利率との変動幅が+1.0%、±0%、-1.0%の場合において、計算日に定める利率に0.05%を加算した市場価格調整を適用して1万円未満を切り捨てて表示しています。

※返戻率は、「返戻金額÷基本保険金額×100」の値を小数第2位以下を切り捨てて表示しています。

※経過年数は、**契約日** から各年の契約応当日の前日までの年数を表示しています。

上記の数値は計算例です。具体的な数値は「ご提案書」にてご確認ください。

● 返戻金の計算方法

- 返戻金額は次のとおりとなります。

以下のいずれか小さい金額

- 計算日^(注1)における積立金の額×(1－市場価格調整率)
- 基本保険金額×(1－市場価格調整率)

- 市場価格調整率は、次の算式により計算されます。

$$1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている予定利率}^{(注2)}}{1 + \text{計算日に定める利率}^{(注3)} + \text{計算日における当社が定める率}^{(注4)}} \right)^{\text{残存月数}^{(注5)} / 12}$$

(注1) 所定の書類が当社に到達した日、または、当社の定める方法により解約手続きが完了した日をいいます。

(注2) 計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。

(注3) 指定通貨および保険期間に応じて、計算日に当社が定める利率とします。

(注4) 返戻金額の計算に用いる利率を設定する時期と計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、返戻金額を計算する際の市場価格調整において0.1%を上限として当社が定めた率(2025年4月時点では0.05%としています。なお、この率は将来変更される場合があります)を設定しています。

このため、契約時の市場金利と計算日の市場金利が同一であっても、計算日の積立金に対して所定の率が控除されます。

計算日における積立金額に対して控除される割合(控除率)の例

保険期間:7年の場合

【適用されている予定利率：1.10% 計算日に定める利率：1.10%
計算日における当社が定める率：0.05% の場合】

残存年数	7年	6年	5年	4年	3年	2年
控除率	0.35%	0.30%	0.25%	0.20%	0.15%	0.10%

残存年数	1年	0年
控除率	0.05%	0.00%

保険期間:10年の場合

【適用されている予定利率：1.50% 計算日に定める利率：1.50%
計算日における当社が定める率：0.05% の場合】

残存年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年
控除率	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%	0.30%	0.25%

残存年数	4年	3年	2年	1年	0年
控除率	0.20%	0.15%	0.10%	0.05%	0.00%

7 お客様にご負担いただく諸費用

- この保険にかかる費用は「契約初期費用」、「保険契約関係費用」の合計額となります。
- P.29-30の「お客様にご負担いただく諸費用」をご覧ください。

保険期間：15年の場合

【適用されている予定利率：1.80% 計算日に定める利率：1.80%
計算日における当社が定める率：0.05% の場合】

残存年数	15年	14年	13年	12年	11年	10年
控除率	0.74%	0.69%	0.64%	0.59%	0.54%	0.49%
残存年数	9年	8年	7年	6年	5年	4年
控除率	0.45%	0.40%	0.35%	0.30%	0.25%	0.20%
残存年数	3年	2年	1年	0年		
控除率	0.15%	0.10%	0.05%	0.00%		

※残存年数は所定の保険期間の満了日までの年数を表示しています。

※控除率は契約日時点および契約応当日前日時点における控除率を、それぞれ小数第3位以下を切り上げて表示しています。

(注5) 計算日から起算して、所定の保険期間の満了日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

注意喚起情報

 マークの用語については、P.37の「用語ガイド」をご覧ください。

- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。
- 特に、リスク・諸費用の説明や主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する詳細は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

- 記載事項について、お客さまご自身でお読みいただくことが重要です。
- 主な免責事由など、お客さまにとって特に不利益となる情報が記載された部分は、必ずお客さまご自身でご一読ください。
- 特に、乗換の場合は、お客さまに不利益となることがあります。

金利変動リスク(市場価格調整)

- この保険は、返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる市場価格調整を適用します。このため、返戻金額が  基本保険金額 を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**
- 市場価格調整についてはP.26をご確認ください。

お客さまにご負担いただく諸費用

● 保険契約にかかる費用

- 保険契約にかかる費用は、以下の「契約初期費用」、「保険契約関係費用」の合計額となります(解約時に別途控除する費用はありません)。

契約初期費用

- ご契約の締結の際に、保険期間に応じ、基本保険金額に対して以下の率を上限とする率を乗じた金額を控除します。
- 契約初期費用率は、 予定利率 によって異なるため、すべてを表示してはおりません。

保険期間	
7年	2.800%(上限)
10年	4.000%(上限)
15年	4.800%(上限)

1 保険契約のお申込みの撤回または解除 (クーリング・オフ制度)

- 申込日または、本書面を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**(土・日・祝日、年末年始の休日を含みます)であれば、書面または電磁的記録^(注1)によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

(注1)電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、当社ホームページ(裏表紙参照)の専用申出フォーム(以下、「専用申出フォーム」といいます)からお申し出いただく方法を設定しております。

- お払い込みいただいた金額をお返しするまでには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに「ご契約締結内容通知書」を発送している場合があります。
- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または専用申出フォームによるお申し出時に効力を生じます。書面によるお申込みの撤回等の場合は、郵便により当社の支社または本社あて、上記期限内に発信してください。
- 書面には、お申込みの撤回等をする旨の意思を明記し、ご契約者の氏名・住所・電話番号(お申込内容と同一)・保険種類・申込日および一時払保険料などを記載してください。
- 書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をおすすめします。
- 債務履行の担保のための保険契約であるときや、法人をご契約者とする保険契約であるときは、お申込みの撤回等はできません。

保険契約関係費用

- ご契約後、以下の費用を  **積み立て金** から毎年控除します。

ご契約の維持・ 管理等に必要な 費用	被保険者の契約年齢、性別および ご契約後の経過期間等により異なるため、 表示しておりません。
満期保険金・ 死亡保険金に かかる費用	

- これらの費用は、一時払保険料以外に別途お払い込みいただく必要はありません。
- 満期保険金・死亡保険金・返戻金などの金額は、すでにこれらの費用が差し引かれた後の金額です。

2 告知

- ご契約に際して、医師による診査や健康状態などの告知は不要です。
- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容などについて確認させていただく場合があります。

3 保障の開始

- お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、 一時払保険料相当額を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。
- 生命保険募集人（代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金をお支払いできない場合

- 次のような場合には、保険金のお支払いはできません。
 - P.22の「3. 保障内容」に記載の「お支払いする場合」に該当しない場合
 - 免責事由に該当する場合
 - 例)・責任開始日から、3年以内における被保険者の自殺
 - ・ご契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡 など
 - 重大事由による解除の場合
 - 例)・保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
 - ・ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
 - 詐欺による取消し、保険金の不法取得目的による無効の場合
- ➡ 冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。

5 解約・減額と返戻金

●ご契約の解約

- この保険は、いつでもご契約を解約して返戻金をお受け取りいただくことができます。なお、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

●基本保険金額の減額

- 当社所定の範囲内で、 **基本保険金額** はいつでも減額することができます。
- この場合、その割合に応じて返戻金を受け取ることができますが、保険金などもその割合に応じて減額されます。
- 一度減額した基本保険金額をもとの金額に戻すことはできません。

●解約・減額時の返戻金

- この保険は、金利変動リスクやお客さまにご負担いただく諸費用により、**損失が生じるおそれがあります。**
- この保険の「金利変動リスク」、「お客さまにご負担いただく諸費用」についてはP.29-30をご確認ください。
- 返戻金額の計算方法についてはP.27をご覧ください。

6 現在ご契約の保険契約または特約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- 現在ご契約の保険契約または特約を解約・減額されますと、多くの場合、返戻金はお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 新たなご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる  **予定利率** が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、現在のご契約の保険種類によっては保険料が引き上げられる場合があります。
- 現在のご契約と新たなご契約とで給付範囲（保険金の支払事由）が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されないことがあります。
- 詐欺による取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。



現在のご契約を解約・減額される時期などは、お客さまご自身でご判断ください（例えば、為替リスクや金利変動リスクなど、現在ご契約の保険契約によっては、解約・減額される時期により、損失が生じるおそれがあります）。

7 ご契約者と相互会社との関係

- 当社は相互会社であり、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。
- 相互会社ではご契約者が「社員」^(注1)となります。社員には、社員の代表たる総代を選出する社員投票権や剰余金分配を受ける社員配当金請求権などがあります。

(注1)剰余金の分配のない保険(無配当保険)のみにご加入のご契約者は除きます。

8 生命保険の税金

●生命保険料控除

- お払い込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります(一時払いのため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は対象となりません)。
- その年にお払い込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

●保険金などを受け取られたときにかかる税金

- ご契約者および受取人が個人の場合で、保険金などを受け取られたときにかかる税金は次のとおりです。
 - 税務上の取扱いについて詳しくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

満期保険金

- ご契約者(保険料負担者)と受取人の関係によって、下表のとおり異なります。

契約例	税の種類
受取人がご契約者自身の場合	所得税 ^(注1) (一時所得)・住民税
受取人がご契約者以外の場合	贈与税

(注1)所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

- 満期保険金をすえ置いた場合も、満期時にお受け取りいただいたものとして課税されます。また、すえ置利息は雑所得の課税対象となります。すえ置いた満期保険金およびすえ置利息をお受け取りいただいた場合、別途申告が必要になることがあります。

死亡保険金

- ご契約者（保険料負担者）・被保険者と受取人の関係によって、下表のとおり異なります。

契約例	税の種類
ご契約者と被保険者が同一人の場合	相続税
受取人がご契約者自身の場合	所得税(注2)（一時所得）・住民税
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	贈与税

(注2) 所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

返戻金

- ご契約を解約、減額された場合などの返戻金が一時払保険料を上回る場合、その差益は下表のとおり課税対象となります。

ご契約後の期間	税の種類
契約日から5年超	所得税(注3)（一時所得）・住民税
契約日から5年以内	所得税(注3)・住民税 【源泉分離課税】

(注3) 所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。



左記の税務の取扱い等については、2025年2月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

9 保険金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

10 保険金などのご請求

- 保険金等の支払事由が生じた場合や、支払可能性があると思われる場合などには、速やかに当社（担当者、支社またはコミュニケーションセンター）にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、お支払いに関してご不明な点がある場合などには当社にご連絡ください。
→ 冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。
- ご住所等を変更された場合には、当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、必ず当社にご連絡ください。

11 ご契約後のお手続きやご相談

- ご契約内容のご照会、各種お手続き（解約・減額等）のお申し出、ご契約に関する苦情・ご相談については、「コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

コミュニケーションセンター



0120-662-332

月曜～金曜9:00～18:00

土曜9:00～17:00

（いずれも祝日・年末年始を除く）

- ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険 相談所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル3階（生命保険協会内）

☎03-3286-2648

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

参考



税務の取扱いについては、2025年2月現在の税制に基づくものであり、今後変更となる場合があります。個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

一時所得は以下のとおり計算した金額の1/2が、他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の金額

=

保険金額

－

正味払込
保険料総額

－

特別控除額
50万円

※上記は、他に一時所得がない場合の計算式です。

- 総合課税となる他の所得との合計額から所得控除を差し引いた金額に、所得税・住民税の税額速算表を使用して税額を計算します。

所得税・住民税の税額速算表

所得 税		
課税される所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)
～ 195万円以下	5%	0円
195万円超 ～ 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 ～ 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 ～ 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 ～ 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 ～ 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

計算方法

所得税額 = A × B - C

住民 税 (所得 割)	
課税される所得金額	税率
一 律	10%

※調整控除あり
(全世帯において人的控除の差を
考慮した減額措置をいう)

復興特別 所得税

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保することを目的として創設されました。復興特別所得税の期間は、2013年から2037年までで、各年分の基準所得税額から復興特別所得税額を算出します。復興特別所得税額は次の算式で求めます

算 式

復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 2.1%

基本保険金額	保険金をお支払いする場合の基準となる金額のことをいいます。この保険の場合、基本保険金額は一時払保険料と同額となります。
予定利率	保険金などを算出する際に基準となる利率であり、積立金に適用されます。積立金額は、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額のため、一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回りとは異なります。
契約日	保険契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。

積立金(額)	当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金(保険料のなかから、将来の保険金などをお支払いするために必要な金額を積み立てるお金)のことをいいます。契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額であり、期間の経過とともに増加します。
一時払保険料相当額	保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払い込みいただくお金の中で、保険契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。
実質的な利回り	将来の一時点における金額(返戻金額等)の基本保険金額に対する年換算利回り(複利)のことであり、予定利率とは異なります。ご契約に適用される実質的な利回りについては、「ご提案書」にてご確認ください。

「MY Web約款」について

- 「MY Web約款」では、ご契約のしおりや、約款・特約条項の全文を閲覧いただけます。
- 「MY Web約款」の閲覧方法は次のとおりです。

手順

1

当社ホームページ トップページ

- 当社ホームページから「MY Web約款」ボタンを押下してください。
- 別ウインドウが表示されます。

MY Web約款

- 閲覧に際しては、商品名と契約日が必要です。
- 商品名は「円貨建・明治安田の一時払養老保険」を選択してください。契約日は「ご契約締結内容通知書」などでご確認ください。
- 当社ホームページは明治安田で検索または以下のアドレスを入力してください。

明治安田

検索

明治安田ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

手順

2

MY Web約款 トップページ

- ページ内の「契約日等から探す」または「商品名から探す」を押下してください。

【契約日等から探す】 の場合

- 契約日を選択のうえ、ご契約締結内容通知書の契約日を入力して、検索ボタンを押下してください。
- 入力した契約日に「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- 該当の商品名を選択してください。

【商品名から探す】 の場合

- 「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- 該当の商品名を選択してください。
- 約款等の改正に応じて期間が分かれていますので、契約日が含まれる期間を選択してください。

手順

3

約款等 閲覧画面

- 商品名および契約日が含まれる期間が表示されていることを確認してください。
- ご覧になる約款等を押下してください。

スマートフォン・
タブレット等
をご活用の場合

こちらの二次元コードから、「MY Web約款」の検索画面にアクセスすることができます。

※二次元コードは公開された仕様に基つき作成されるものですが、各携帯電話会社、および対応機種により若干の独自仕様等を含みます。このため、対応端末のすべてで正確に読み取れることを完全には保証できません。あらかじめご了承ください。



明治安田

ご検討いただく際には、この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

なお、ご契約の際には、この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、
「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご確認ください。

- ・「契約概要」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。
- ・「注意喚起情報」はご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項などについて記載しています。
- ・「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は円貨建養老保険です。商品のご検討に際しては、「保険種類のご案内」をあわせてご覧ください、各商品の特徴などをご確認ください。「保険種類のご案内」は、当社の担当者などにご請求ください。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-3283-8111(代表)

明治安田ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>



お電話によるご相談窓口

コミュニケーションセンター



0120-662-332

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00(いずれも祝日・年末年始を除く)

コミュニケーションセンターとお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

担当者